

令和3年9月市議会定例会 建設部 建設委員会資料

目 次

【報告事項】

- 1 訴えの提起の結果について…………… 1 頁
- 2 富山市道路除雪実施計画の見直し等について…………… 3 頁

1 訴えの提起の結果について

(令和2年度提起分)

[市営住宅課]

1 訴訟事件一覧

事件番号	物 件	被告氏名	備 考
令和2年(ハ) 第211号	奥田団地 3棟126号	中田 吉秋	控訴審
令和3年(レ) 第15号			
令和2年(ワ) 第23号	上赤江団地 1棟110号	松岡 夕喜子	

2 事件経過及び結果

(1) 中田 吉秋

① 請求要旨

- ア 本物件の明渡し
- イ 賃料相当損害金の支払い
- ウ 訴訟費用の被告負担
- エ 仮執行宣言

② 経 過

- 令和2年 1月31日 明渡請求通知書を送付
- 同 3月30日 「訴えの提起」の専決処分
- 同 5月25日 「訴えの提起」(訴状提出)
- 同 7月 7日 第1回口頭弁論期日
- 同 9月29日 第2回口頭弁論期日
- 同 11月17日 第3回口頭弁論期日
- 同 12月15日 第4回口頭弁論期日
- 令和3年 1月26日 第5回口頭弁論期日
- 同 3月 2日 第6回口頭弁論期日
- 同 3月30日 判決言渡

③ 判決要旨

- ア 原告の請求はすべて棄却
- イ 訴訟費用は原告負担

(2) 中田 吉秋(控訴審)

① 請求要旨

- ア 原判決の取消し

- イ 本物件の明渡し
- ウ 賃料相当損害金の支払い
- エ 訴訟費用の被告負担
- オ 仮執行宣言

② 経 過

- 令和3年 4月13日 「控訴の提起」(控訴状提出)
- 同 6月16日 第1回口頭弁論期日
- 同 7月20日 和解期日

③ 和解要旨

- ア 控訴人は、被控訴人が「富山市賃貸店舗賃貸借契約書」(以下、「本契約書」という)に係る賃借権を有することを認める。
- イ 当事者双方は、本契約書に係る賃借権に関する賃料及び共益費が次のとおりであることを確認する。
 - ・賃料 1か月33,450円
 - ・共益費 1か月 2,930円
- ウ 被控訴人は、控訴人に対し、次の支払い義務があることを認め、和解席上で支払い、控訴人はこれを受領した。
 - ・敷金(家賃の3か月分) 100,350円
 - ・未払い共益費 346,680円
- エ 控訴人は、被控訴人に対するその余の請求を放棄する。
- オ 当事者双方は、当事者の間に本和解条項及び本契約書に定めるもののほか、に何らの債権債務がないことを確認する。
- カ 訴訟費用は第1・2審を通じて各自の負担とする。

(3) 松岡 夕喜子

① 請求要旨

- ア 部屋の明渡し
- イ 滞納家賃127,300円及び令和2年10月16日から部屋の明渡し済みまで1か月128,800円の支払い
- ウ 訴訟費用の被告負担
- エ 仮執行宣言

② 経 過

- 令和2年10月15日 市営住宅の入居許可の取消し
- 令和3年 1月 8日 「訴えの提起」の専決処分
- 同 1月28日 「訴えの提起」(訴状提出)
- 同 4月 2日 第1回口頭弁論期日
- 同 5月28日 判決言渡
- 同 8月 4日 自主退去により部屋の明渡し完了

③ 判決要旨

- ア 部屋の明渡し
- イ 滞納家賃127,300円及び令和2年10月16日から部屋の明渡し済みまで1か月128,800円の支払い
- ウ 訴訟費用の被告負担
- エ 仮執行宣言

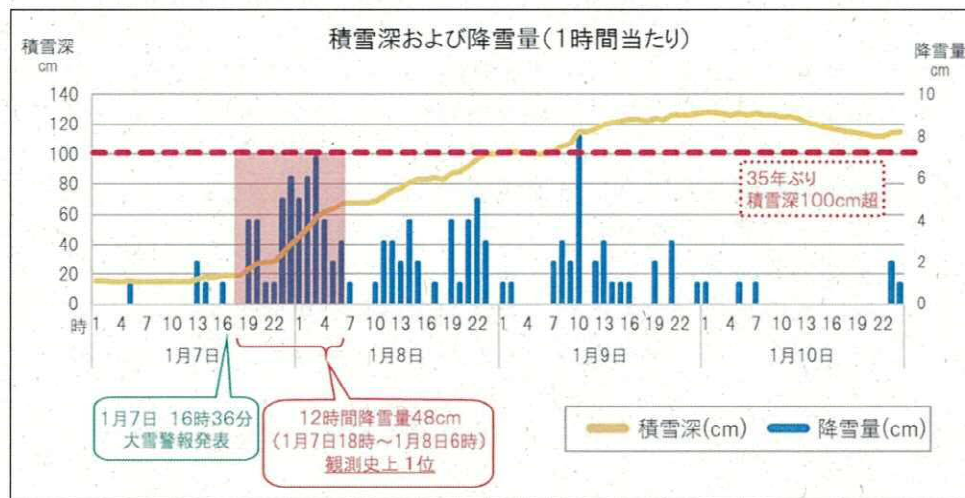
2 富山市道路除雪実施計画の見直し等について

[道路河川管理課]

[土木事務所建設課]

1 目的

今年1月の35年ぶりの記録的な大雪により、市内各所で交通渋滞が発生するなど、市民生活へ多大な影響を及ぼしたことから、道路除雪態勢の強化を図るため、富山市道路除雪実施計画の見直し等を行うもの。



2 課題

- ① 道路除雪実施計画における、大雪に対してのタイムラインが、あいまいであったため、地域主導型除雪から市主導型除雪への切り替えが遅れ、除雪作業が遅れが生じた。
- ② 除雪路線の優先順位を決めていなかったため、幹線の除雪が追いつかず、交通渋滞が発生した。
- ③ 交通事業者との連絡系統があいまいであったため、バス路線や軌道の通行支障箇所の把握が遅れたことや、軌道除雪業者との連携ができなかったことなどにより、公共交通機関が運休し、移動手段が失われた。
- ④ 地域の役割や市の役割が市民に周知されておらず、また、情報の収集と発信が不十分であったことにより、市民からの問合せが殺到した。
- ⑤ 地域防災計画と道路除雪実施計画で整合が取れていない箇所があった。

これらを踏まえ、次のように基準等の見直しや新たな取り組みの導入を検討した。

3 見直し内容及び新たな取り組み

(1) タイムラインの策定

大雪時における除雪体制の切り替えや情報発信などを時系列に整理するため、タイムラインを策定する。

富山市道路除雪タイムライン



※地域主導型除雪から市主導型除雪への移行条件

- ・大雪警報発表もしくは発表が見込まれる場合 など

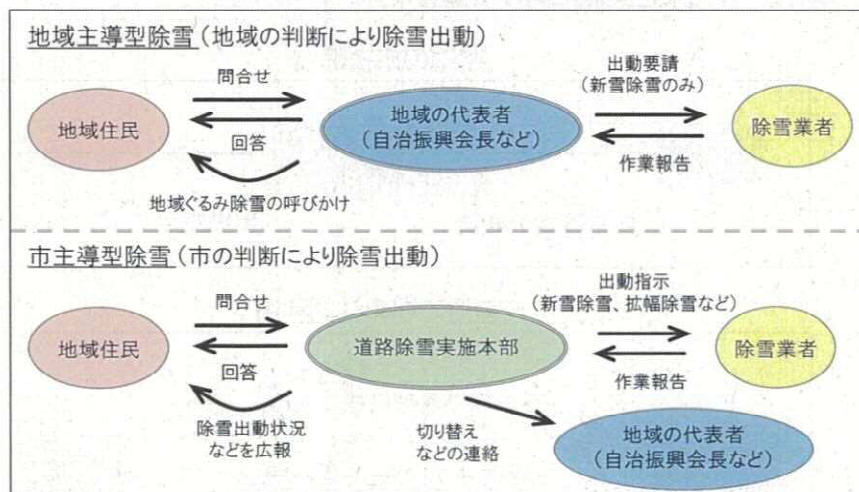
※市主導型除雪における幹線優先除雪への移行条件

- ・警報級の降雪もしくは顕著な大雪に関する富山県気象情報の発表 など

(2) 除雪体制の見直し

除雪体制を円滑に機能させるため、地域主導型除雪及び市主導型除雪の仕組みを明確化する。

地域主導型除雪及び市主導型除雪の仕組み

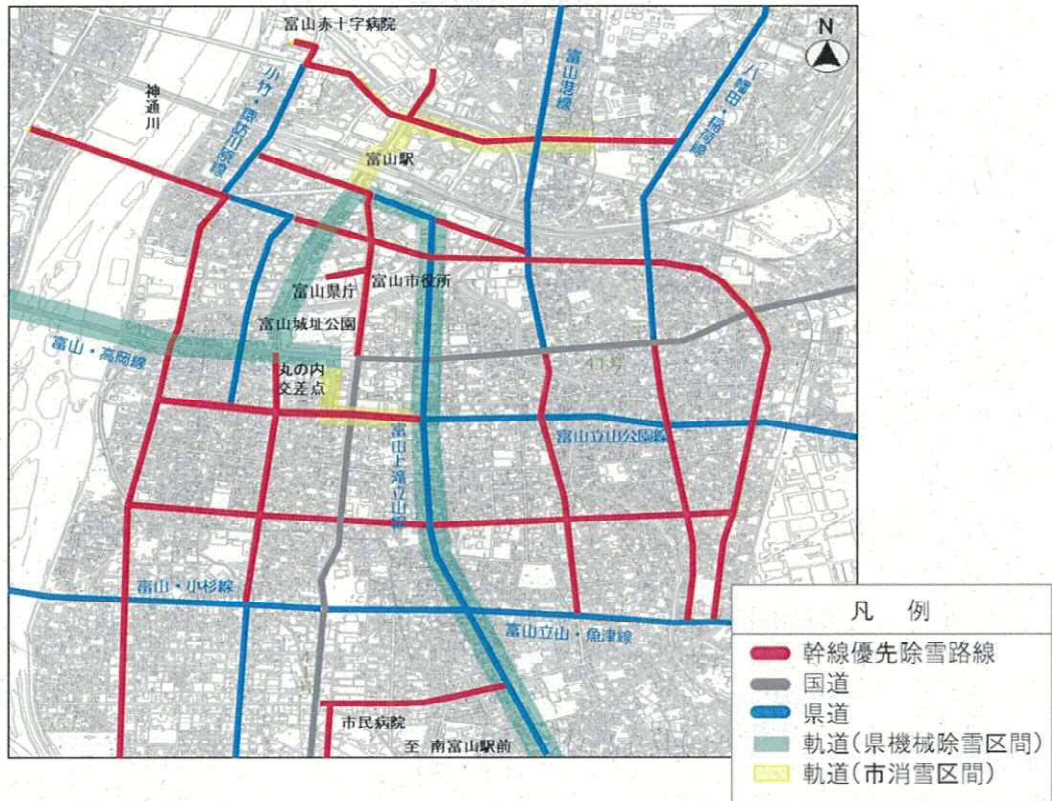


※なお、地域の代表者の方々に対しては、今年度より毎年、定期的に説明会を実施し、地域主導型除雪の役割について理解を深めていただく。

(3) 除雪を優先すべき路線の選定

大雪時における人の移動や物流の確保のため、緊急通行確保路線やバス路線など除雪を優先する道路を選定し、さらに除雪が遅れている路線には、近隣を除雪している業者が応援に行くバックアップ体制を構築する。

(例) 幹線優先除雪路線 [中心部]

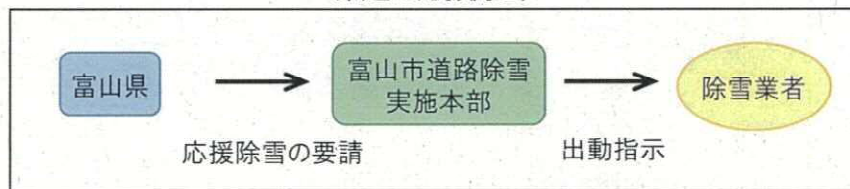


(4) 県との連携強化

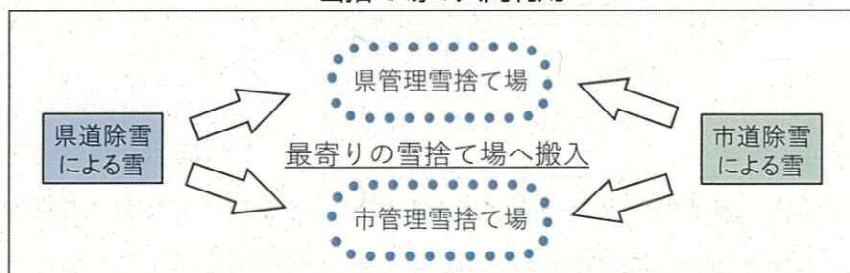
主要な県管理道路の交通確保のための応援除雪や、排雪作業の効率化を図るための雪捨て場の共同利用を行う。

(現在、富山県と実施に向けて調整中)

県道の応援除雪



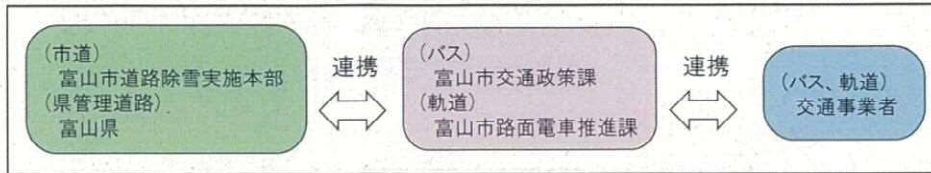
雪捨て場の共同利用



(5) 交通事業者と連携した道路除雪

公共交通の運行確保のため、富山県、交通事業者との連絡体制と指揮系統を明確化する。(現在、市、富山県、交通事業者の3者により、実施に向けて調整中)

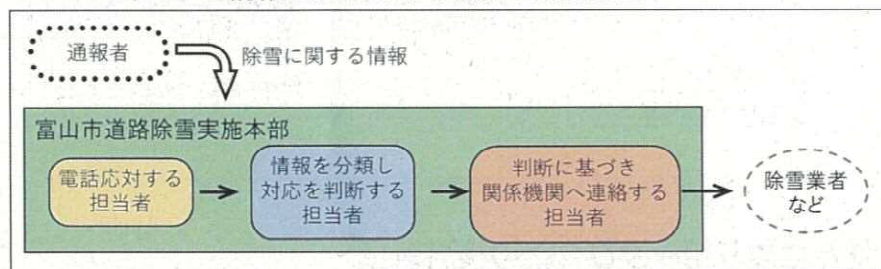
連携による体制強化



(6) 情報処理のための職員の役割分担 (情報のトリアージの実施)

重要性の高い情報を選別するため、情報処理にあたる職員を増員し、役割分担を明確化する。

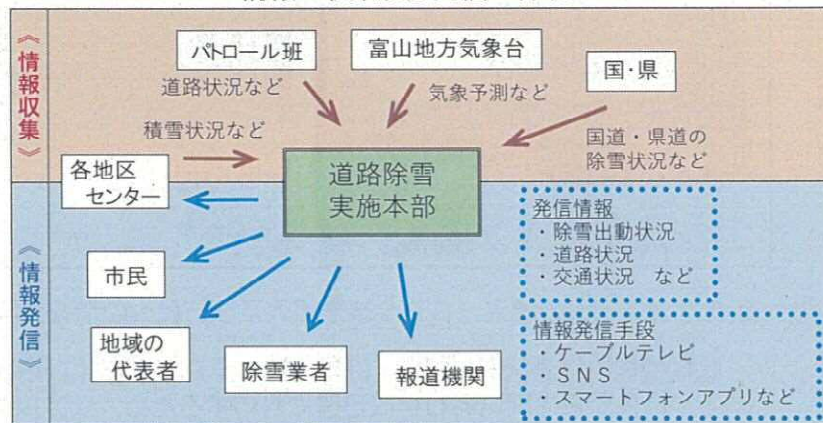
情報処理のための職員の役割分担



(7) 情報収集と発信の強化

市民への情報発信を強化するため、情報の収集と発信の体制を整理し、メディアやSNSなどによる情報発信を行う。

情報の収集及び発信の体制

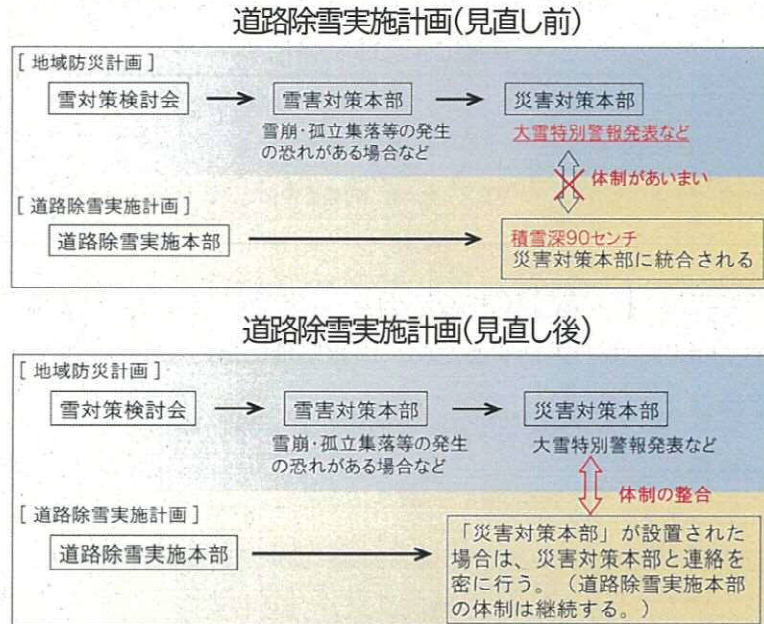


情報発信の手段 (例)



(8) 地域防災計画との整合

大雪時における地域防災計画と道路除雪実施計画の整合を図る。



(9) 新たな取り組み及び今後の検討事項

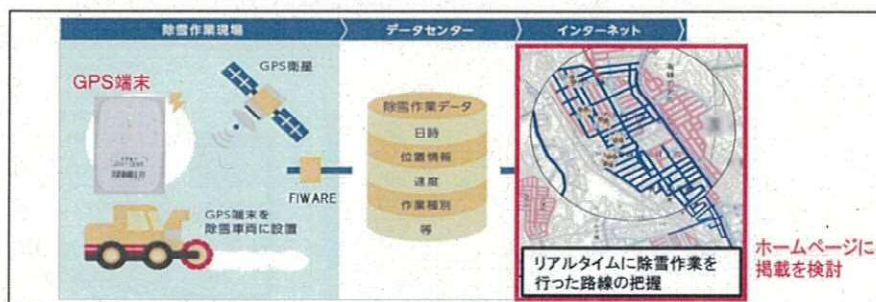
① 現場における除雪業者との連携 (スノーポールの設置)

除雪作業の安全性の向上と効率化のために、除雪路線の路肩部にスノーポールを設置する。



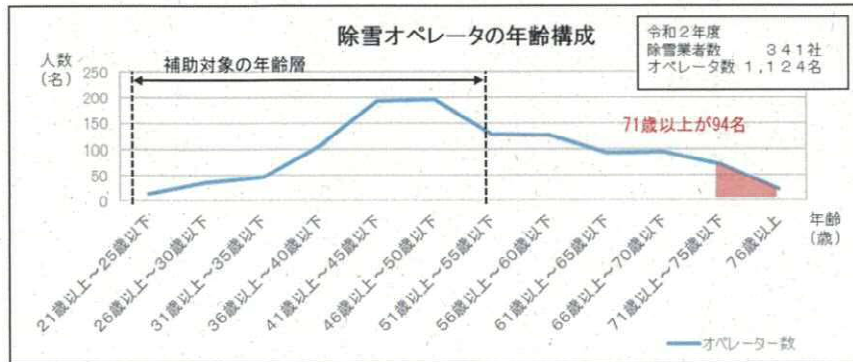
② 新たなシステムの導入 (GPS端末導入及び市民への情報公開)

除雪機械の稼働状況の把握、除雪作業の早期完了および市民サービスの向上、市民からの問い合わせに迅速に対応するため、リアルタイムで位置情報を把握できる端末へ更新する。また、市民への公開を検討する。



③ 除雪機械オペレータの担い手育成

安定的な除雪体制の維持、オペレータの高齢化に伴う新規人員の確保を目指し、除雪機械の操作に必要な資格の取得や講習会の受講に係る費用への補助金交付を検討する。



④ 消雪装置稼働状況把握システムの拡充

消雪装置の稼働状況把握および故障時の早期対応を行うため、消雪装置稼働状況把握システムの拡充を検討する。



⑤ 富山市消雪装置設置補助金交付要綱の見直し

町内消雪の拡充と適切な維持管理を目的に、ニーズに応じた要綱の見直しを検討する。

	新設 (件)	更新 (件)
令和元年度	1	19
令和2年度	0	7
令和3年度	0	7